

第 7 章 ダム・水門等の操作

1 ダム・水門等

水防上重要なダム及び水門等は参考編（2 ダム一覧表、3 重要水こう門一覧表）のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、大野ダムについては、洪水調節容量を確保するため、大野ダム事前放流実施要領に基づき事前放流を行い、貯水位を目標水位まで下げるものとする。

2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管土木事務所、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第 8 章 水防通信連絡

1 水防上緊急を要する通信について

水防上緊急を要する通信については、第 1 通信経路は、防災行政無線電話（F A X）又は一般電話（F A X）、第 2 通信経路は、電報の非常扱いによるものとする。

なお、近距離通信のため、自動車、自転車、伝令等を配置しておく。

上記のほか次の通信施設を利用する。

（法第 27 条の規定による）

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| (1) 警察通信施設 | (2) J R 通信施設 | (3) 国土交通省通信施設 |
| (4) 気象官署通信施設 | (5) 電気事業通信施設 | (6) その他の通信施設 |

2 通信使用協定について

知事及び水防管理者は、あらかじめ通信施設所有者と、通信使用について協定しておくものとする。

第 9 章 輸 送

- 1 水防管理者は、水防に要する輸送についてあらかじめ輸送業者と協定しておくものとする。
- 2 状況により京都府地域防災計画の定めるところにより輸送するものとする。

第 10 章 水防用設備資材器具

1 指定水防管理団体の水防倉庫及び資器材等備蓄基準

(1) 水防倉庫

ア 水防倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するもので、堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。

イ 大きさは、33 m²（10 坪）以上とする。

ウ 設備箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のないときは、堤防内法肩・その他支障のない箇所に設置する。

(2) 資材・器材

品目数量は、次の基準とする。（1 棟当たり）

資 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
袋 類	600 枚	鉄線 10 番	100 kg	杉丸太 長 1.8m 末口 6 cm 長 3.6m 末口 9 cm	150 本
な わ	600 kg	鉄線 8 番	100 kg		
むしろ	100 枚	割 木	50 束		
くぎ(6 インチ)	12 kg	竹(竹杭用を含む)	50 本	砂・玉石・砂利	若 干

器 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
スコップ	30丁	か け や	10丁	の こ ぎ り	4丁
か ま	10丁	おの又はなた	5丁	ペ ン チ	3丁
た こ づ ち	8丁	く わ	10丁	バ ケ ツ	1個
つ る は し	2丁	金 槌	3丁	も っ こ	若 干
照 明 灯	若 干	に ない 棒	若 干		

(3) 資材・器材の確保と補充

ア 資材中、腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ むしろ、かます、俵等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を講じておく。

ウ 資材器材を減損したときは直ちに補充する。

(注) 本章は、基準を示すものであるから、状況に応じて変更しても支障ないものとする。

2 水位計（量水標）

指定水防管理団体の量水標は、次の基準により設置するものとする。

- (1) 設置場所は河床の整った所、流失のおそれのない所及び夜間でも観測しやすい所とする。
- (2) 量水標の幅は、12 cm、目盛は2 cm刻み、白黒の交互10 cmごとの数字を黒書とし、1 mごとの数字は赤書とする。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）は、横に赤線で画する。